

第 2 回 津波避難ビル等に係るガイドライン検討会

～ アンケート調査結果について ～

平成 16 年 12 月 16 日（木）

事 務 局

1 アンケート調査の目的等

地震に伴って発生する津波に対しては、できるだけ迅速に高台に避難することが大原則だが、高台までの避難に相当の時間を要する地域などでは、津波からの避難地確保が容易ではなく、重大な問題になっている。こうした地域を中心として、堅固な高層建物の中・高層階を避難施設に指定したり、構造物による施設を設置することなどによって、津波避難場所を確保する必要性が高い。

しかし、津波避難ビル等の施設として満たすべき構造上の要件や、このような施設の利用・運営方法のあり方等については統一的な基準がなく、指定や整備が十分に進んでいないのが現状である。

そこで、本調査は、津波による被害の危険性がある自治体に対して津波避難対策の進捗状況・津波避難ビル等の指定、整備、運用等に係る実態や各種ニーズ・課題などを把握することによって、地域に応じた津波避難ビル等に係るガイドライン策定するための基礎データを収集することを目的としたものである。

1.1 実施対象

本調査は、海岸線を有する全国 929 市区町村（アンケート発送日である平成 16 年 10 月 30 日時点）に対して実施したものである（調査票到着日の 11 月 1 日に合併した市町村においては、職員異動等の影響を勘案し合併前の箇所にそれぞれ発送した。）。

1.2 実施スケジュール

調査スケジュールは下記のとおりである。

表 1 - 1 調査スケジュールについて

NO	期 間	作 業 項 目
1	10 月 18 日(月) ~ 10 月 22 日(金)	調査項目に対する意見収集 調査票送付先データ入力作業
2	10 月 25 日(月) ~ 10 月 27 日(水)	調査票の最終決定
3	10 月 28 日(木) ~ 10 月 29 日(金)	調査票印刷・発送
4	11 月 1 日(月) ~ 11 月 12 日(金)	調査期間(12 日を回収期限とした)
5	11 月 12 日(金) ~	単純集計・グラフ作成・調整等

1.3 実施結果

実施したアンケート調査の回収結果は、下記のとおりである。配布数 929 市区町村
に対して、630 市区町村からの有効回答を得た（回収率は、67.8%であった。）。

表 1 - 2 回収結果について

配布数	回収数	回収率
929 市区町村	630 市区町村	67.8%

1.4 調査項目

表 1 - 3 アンケート調査概要

大項目	中項目	アンケート調査項目		
ア．地震・津波防災対策の 実施状況について		Q 01	地震・津波による被害を受けた経験	●
		Q 02	過去の地震や津波による被害履歴	
		Q 03	地震・津波防災計画の策定状況	●
		Q 04	津波防災計画での策定事項・内容	●
		Q 05	地域住民への防災意識啓発活動状況	
イ．津波避 難ビル 等の指 定、利 用・運 営状 況に ついて	津波避難目的 で整備された 構造物・建物 の指定、利 用・運営	Q 06	津波避難ビル等の指定状況	●
		Q 07	施設の所有・管理を行っている機関	●
		Q 08	津波避難ビル等としての指定条件	
		Q 09	津波避難ビル等としての利用・運営条件	
		Q 10	事業制度・補助制度等の活用状況	●
		Q 11	津波避難ビル等の建設費用	
	既存建物（機 能付加なし） に指定、利 用・運営	Q 12	施設の所有・管理を行っている機関	●
		Q 13	津波避難ビル等としての指定条件	●
		Q 14	津波避難ビル等としての利用・運営条件	
	既存建物（機 能付加あり） の指定、利 用・運営	Q 15	新たに機能付加させたもの	●
		Q 16	施設の所有・管理を行っている機関	●
		Q 17	津波避難ビル等としての指定条件	●
		Q 18	津波避難ビル等としての利用・運営条件	

大項目	中項目	アンケート調査項目		
	津波避難目的で整備された構造物・建物、既存建物を指定していない場合	Q 19	津波避難ビル等を指定していない理由	●
ウ．津波避難ビル等の設定方法・手順、効果等について		Q 20	検討にあたって収集・活用した資料	
		Q 21	要避難地域（被害想定範囲）の設定方法	●
		Q 22	津波避難ビル等の指定間隔の設定方法	
		Q 23	津波避難ビル等の指定に至る背景	●
		Q 24	避難に係る地域住民への周知方法	●
		Q 25	地域住民への情報提供手段	●
		Q 26	避難計画での津波避難ビル等の位置付け	●
		Q 27	避難困難な地域住民のカバー率	●
		Q 28	津波避難ビル等の利用・運営開始時期	●
		Q 29	津波避難ビル等の利用・運営期間の目安	
		Q 30	津波避難ビル等の指定に係る今後の予定	
		Q 31	利用・運営に係る所有者との間での課題等	
		Q 32	指定が進まない理由	
		Q 33	津波避難ビル等の新規整備予定	
エ．地震・津波災害に対する認識について		Q 34	津波による被害の想定・可能性	
		Q 35	津波避難ビル等を指定する必要性	●
		Q 36	指定、利用・運営に係る課題	●
		Q 37	自由回答	
オ．フェース調査		F 01	自治体名、人口、沿岸の観光地、漁港の有無	●
		F 02	記入者名称、役職等	

“ ● ” を付した調査項目は、次ページ以降にて結果を整理した。

2 調査結果

津波避難ビル等の指定、利用・運営等に係るアンケート調査結果の概要について、次ページ以降に示した。

< 調査結果のポイント >

1) 全国の沿岸市区町村の津波避難ビル等の指定、利用・運営全般について

(1) 津波避難ビル等の指定状況について

- ・ 津波避難ビル等の指定については、『指定していない』との回答が最も多く、67.6%であった。次いで、『指定していない（高台のみ指定）（18.9%）』、『指定している（既存建物・機能付加なし）（11.3%）』の順であった。
- ・ 津波避難ビル等の種別で見た場合は、『既存建物・機能付加なし』との回答が最も多く 71 自治体（754 件）であり、次いで、『津波避難目的で整備された構造物・建物（12 自治体・38 件）』、『既存建物・機能付加あり（7 自治体・592 件）』の順であった。

（アンケート回収結果に基づき算出したもので実際の件数とは異なる）

津波避難ビル等の種別	自治体数	件数
・ 津波避難目的で整備された構造物・建物	12	38
・ 既存建物・機能付加なし（既存建物を管理者との協議の上指定）	71	754
・ 既存建物・機能付加あり（既存建物に、新たに標識や階段などの津波避難機能を付加）	7	592

調査結果参照先 → Q 6

(2) 指定、利用・運営に係る課題認識

- ・ 津波避難ビル等の指定、利用・運営における重要な課題については、『各種ノウハウの不足』との回答が最も多く、40.3%であった。次いで、『指定・整備時の費用（36.3%）』、『利用・維持管理費用（27.1%）』、『避難者の中で被災した際の責任（24.0%）』の順であった。
- ・ また、津波避難ビル指定時の『調整・協議の煩雑さ（17.1%）』や、被災者が津波避難ビル等の中で『物品破損時等の弁済（11.4%）』等についても課題認識が多かった。

調査結果参照先 → Q 3 6

2) 津波避難ビル等指定市区町村の基本的認識

(1) 津波避難ビル等の指定に至る背景について

津波避難は、あくまでも高台を原則としているが、『住民が避難すべき高台が少なかったから（29.9%）』とのことや、『住民が避難すべき高台が遠かったから（27.6%）』、『過去に津波による被害を受けた地域だから（26.4%）』ということが、津波避難ビル等の指定の背景となっている。

調査結果参照先 → Q 2 3

(2) 津波避難ビル等を指定していない理由について

- ・ 津波避難ビル等を指定していない自治体における津波避難ビル等の存在の認知については、『知っていた(36.9%)』、『聞いたことはあるという程度(32.8%)』であったが、『知らなかった』という回答も22.9%あった。
- ・ 『知っていた』もしくは『聞いたことはあるという程度』に回答し、かつ、津波避難ビル等の必要性も認識しつつも、津波避難ビル等を指定していない理由については『適当な施設がない(47.9%)』が最も多く、次いで『指定したい施設はあるが、耐震性に問題がある(14.7%)』、『どのような施設を指定すればよいか分からない(11.1%)』であった。

調査結果参照先→Q 1 9

(3) 津波避難ビルの設定に活用したデータについて

- ・ 津波避難ビル等の検討にあたって、収集・活用した資料については、『津波浸水予測図(都道府県資料)(32.2%)』、『都道府県のシミュレーション(12.6%)』、『津波ハザードマップ(11.5%)』であり、都道府県のデータを活用している傾向が見られた。

調査結果参照先→Q 2 0

(4) 避難計画における津波避難ビル等の位置付けについて

- ・ 津波避難ビル等を指定している自治体のうち、津波避難ビル等の位置づけについては『一時的な避難所であり津波被害の収束後、所定の避難場所へ移動する(37.9%)』との回答が最も多かったが、『一時的でなく所定の避難場所と同等の扱いとなっている(29.9%)』という回答も少なからず得られた。

調査結果参照先→Q 2 6

(5) 津波避難ビル等の指定によるカバー状況

- ・ 津波による避難が困難な住民のうち、津波避難ビル等へ収容可能な人の割合については、津波避難ビル等を指定している自治体のうち、『10割可能と期待している』としている自治体は僅か1割(10.3%)にとどまり、津波避難ビル等を指定している自治体でさえも、高台も含めた津波からの避難場所(の確保)が慢性的に不足している傾向が見られた。

調査結果参照先→Q 2 7

(6) 津波避難ビル等の利用・運営開始のタイミング

- ・ 津波避難ビル等を指定している自治体のうち、津波避難ビル等を避難所として利用・運営する時期については、『地震発生直後から(26.4%)』が最も多く、次いで『津波警報が発令されてから(21.8%)』、『避難勧告を発令してから(8.0%)』等であった。

調査結果参照先→Q 2 8

(7) 情報提供手段について

- ・ 津波避難ビル等を指定している自治体における津波注意報、津波警報発令時の市民に向けての情報提供手段は、『防災行政無線(62.1%)』、『広報車(62.1%)』、『消防団・自主防災組織による呼び掛け(54.0%)』、『サイレン(43.7%)』等であった。

調査結果参照先→Q25

(8) 津波避難ビル等の周知方法・状況について

- ・ 津波避難ビル等を指定している自治体における津波避難ビル等の周知方法・状況については、『広報誌等により周知(42.5%)』、『ハザードマップ等により周知(20.7%)』、『市町村が避難計画を策定し地域へ周知(17.2%)』等であった。
- ・ 『ワークショップ等で避難計画を策定・周知』という、住民自らが防災を考えていく手法を取り入れている例も5自治体(5.7%)あった。

調査結果参照先→Q24

3) 津波避難ビル等指定形態別の特徴について

(1) 津波避難目的で整備された構造物・建物の整備に活用した事業制度等について

- ・ 津波避難ビル等の整備指定するにあたって活用した事業制度・補助制度等については『都道府県の事業制度・補助制度を活用(50.0%・6件)』、『国の事業制度・補助制度を活用(25.0%・3件)』、『すべて市町村の財源で整備(8.3%・1件)』等であり、都道府県や国の事業制度、補助制度を活用した例が大半を占めた。

調査結果参照先→Q10

(2) 既存ビル等(機能付加なし)の指定に係る所有者との協議事項について

- ・ 既存ビル等(機能付加なし)の指定に係る所有者との協議事項については、『(特に夜間)管理者が不在となるとき鍵の保管について』、『耐震性(耐震診断・耐震補強等)について』という課題が自由回答で複数挙げられていた。
- ・ その他、『料理教室等の厨房の設置(乳幼児・年配の方向けの食事提供を想定)』、『民間ビルを使用させていただきにあたって、所有者に対してメリットのどのような方策がないか検討』等もあった。

調査結果参照先→Q13

(3) 既存ビルへの機能付加内容について

- 既存建物（機能付加あり）に新たに付加させた7自治体のうち、その多くは『津波用避難所としての標識（屋外）（71.4%・5自治体）』を付加したものであった。
- その他としては、『非常時専用の出入口』、『バリアフリー施設』、『外階段』を付加した事例がそれぞれ1自治体（14.3%）ずつあった。

調査結果参照先→ Q 1 5

2.1

地震・津波防災対策の実施状況

- Q 1 より、貴自治体においては、過去 50 年の間に地震や津波による被害を受けた経験がありますか。（複数回答）

過去 50 年の間に『津波による被害を受けた経験がある』と回答したのは、12.7%であった。

1 割以上の自治体が津波被害を受けた経験がある。

Q1 過去 50 年の間に地震や津波による被害を受けた経験

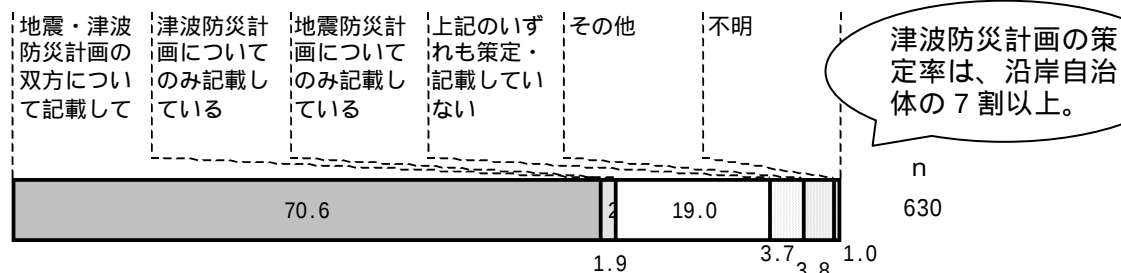
n=630



- Q 3 より、貴自治体においては、地域防災計画等の中で、地震・津波に関する防災計画を策定されていますか。（○は1つ）

『地震・津波防災計画の双方について記載している』あるいは『津波防災計画についてのみ記載している』と回答したのは、72.5%であった。

Q3 地域防災計画等の中で、地震・津波に関する防災計画を策定



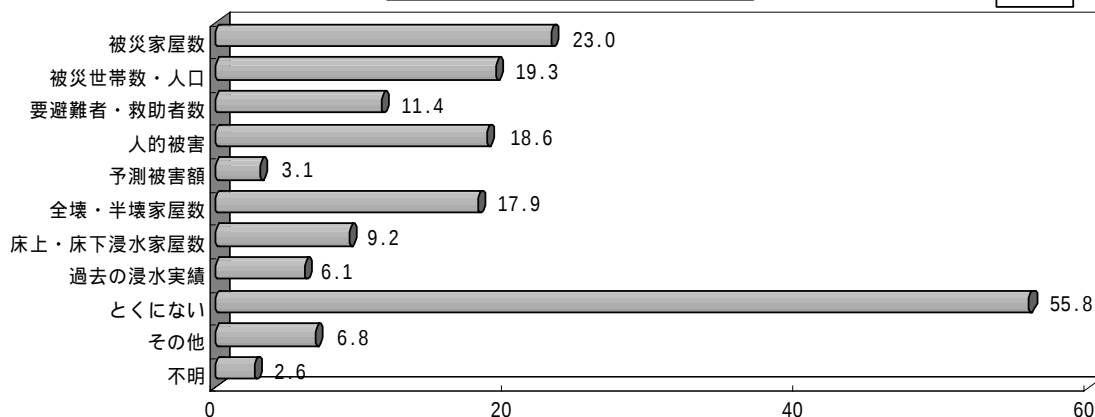
- Q 4 より、（Q 3 で「1～2」と回答した場合のみ）津波防災計画においては、どのような事項について策定されていますか。

- 想定している被害事項について（複数回答）

想定している被害事項については、『とくにない』との回答が最も多く、55.8%であった。次いで、『被災家屋数（23.0%）』、『被災世帯数・人口（19.3%）』の順であった。

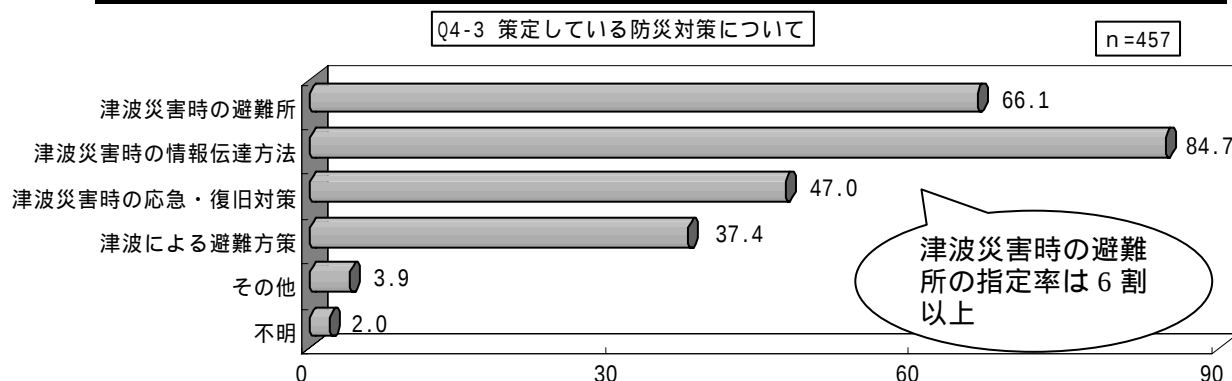
Q4-2 想定している被害事項について

n=457



○ 策定している防災対策について（複数回答）

想定している防災対策については、『津波災害時の情報伝達方法』との回答が最も多く、84.7%であった。次いで、『津波災害時の避難所（66.1%）』、『津波災害時の応急・復旧対策（47.0%）』の順であった。

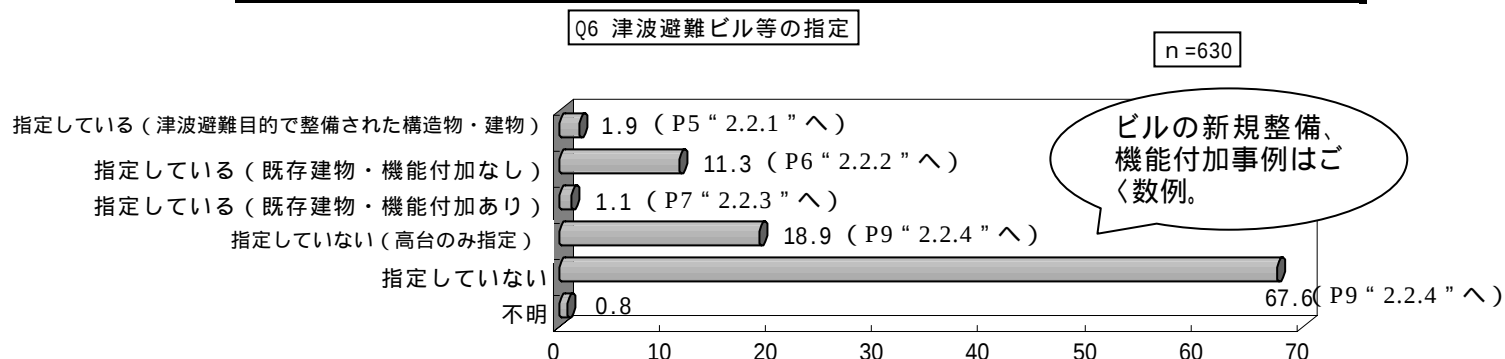


2.2 津波避難ビル等の指定、利用・運営状況

- Q 6 より .貴自治体では管内で津波避難ビル等の指定を行っていますか。1～5のうち、あてはまる番号をいくつでも選んでください。（複数回答）

また、回答されたものそれぞれについて施設数（うち、地域防災計画中に明記されている施設数も含め）をご回答ください。

津波避難目的で整備された構造物・建物を指定しているとの回答は、1.9%（11件）であった。また、既存建物（機能付加なし）との回答は11.3%、既存建物（機能付加あり）との回答は1.1%であった。



2.2.1 津波避難目的で整備された構造物・建物の指定、利用・運営について

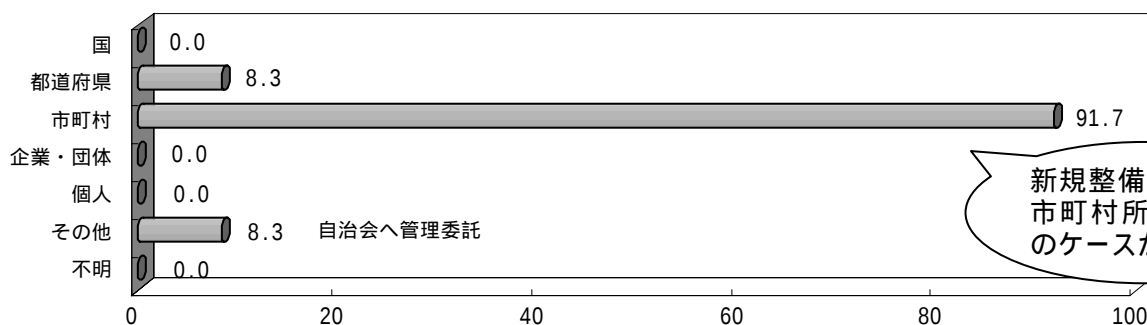
『Q 7 ～ 11』は、Q 6 で「1 . 指定している（津波避難目的で整備された構造物・建物）」と回答した場合のみ。

- Q 7 より . それら施設の所有・管理を行っている機関としてあてはまる番号をいくつでも選んでください。（複数回答）

津波避難所の所有・管理を行っている機関については、『市町村』との回答が最も多く、91.7%（11件）であった。次いで、『都道府県（8.3%・1件）』の順であった。なお、『その他（自治会へ管理委託）』との回答も8.3%（1件）あった。

Q7 津波避難所の所有・管理を行っている機関

n=12



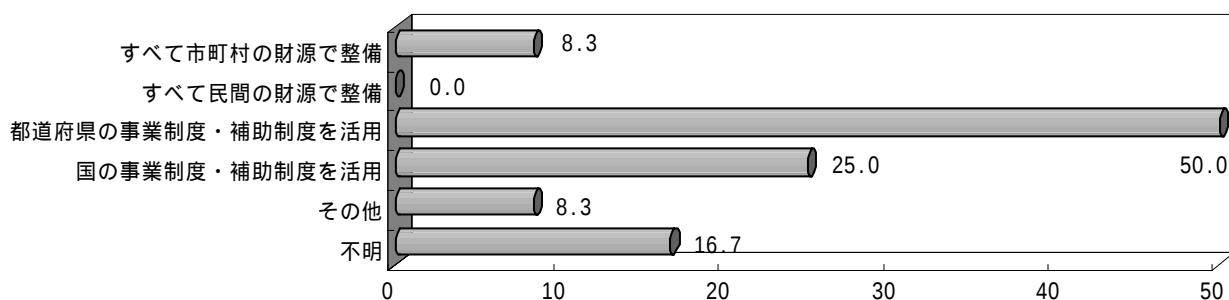
新規整備のビルは
市町村所有・管理
のケースが多い。

- Q 10 より、津波避難目的で建設された構造物を整備・指定するにあたって、どのような事業制度・補助制度等を活用されましたか。（複数回答）

『都道府県の事業制度・補助制度を活用』との回答が最も多く、50.0%（6 件）であった。次いで、『国の事業制度・補助制度を活用（25.0%・3 件）』、『すべて市町村の財源で整備（8.3%・1 件）』の順であった。なお、『その他』との回答も 8.3%（1 件）あった。

Q10 津波避難所の整備指定するにあたって活用した事業制度・補助制度

n=12



都道府県	事業制度・補助制度名
北海道	北海道市町村振興補助金（都道府県）
北海道	災害に強い漁港漁村づくり事業（国）
北海道	自治省防災まちづくり事業（町債）（国）
北海道	北海道市町村振興補助金（その他）
静岡県	大規模地震対策等総合支援事業補助金（都道府県）
静岡県	市町村地震対策特別推進事業（都道府県）
三重県	防災まちづくり事業等（国）

括弧書きの部分は、財源・事業制度活用に関する回答の内訳である。

2.2.2 既存建物（機能付加なし）の指定、利用・運営について

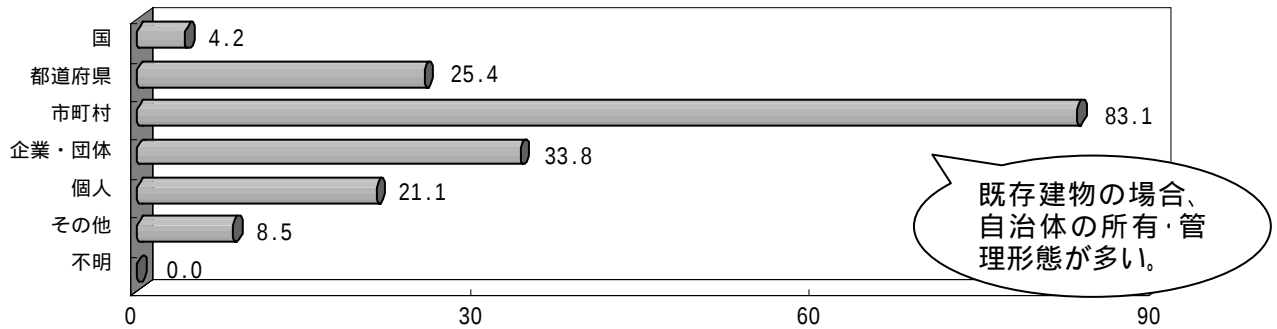
『Q 1 2 ~ 1 4』は、Q 6 で「2 . 指定している（既存建物を管理者との協議の上指定）」と回答した場合のみ。

- Q 1 2 より、それら施設の所有・管理を行っている機関としてあてはまるものをいくつか選んでください。（複数回答）

既存建物（機能付加なし）の所有・管理を行っている機関については、『市町村』との回答が最も多く、83.1%であった。次いで、『企業・団体（33.8%）』、『都道府県（25.4%）』の順であった。

Q12 既存建物（機能付加なし）の所有・管理を行っている機関

n=71



■ Q 1 3 より、それら施設を津波からの避難所として指定する際の、各種条件についてお聞きします。

○ それら施設の指定にあたっては、所有者との間で特にどのようなことが論点・課題となりましたか。また、どのような協議結果をもって課題を解消しましたか。できるだけ具体的にお願いいたします。（自由回答）

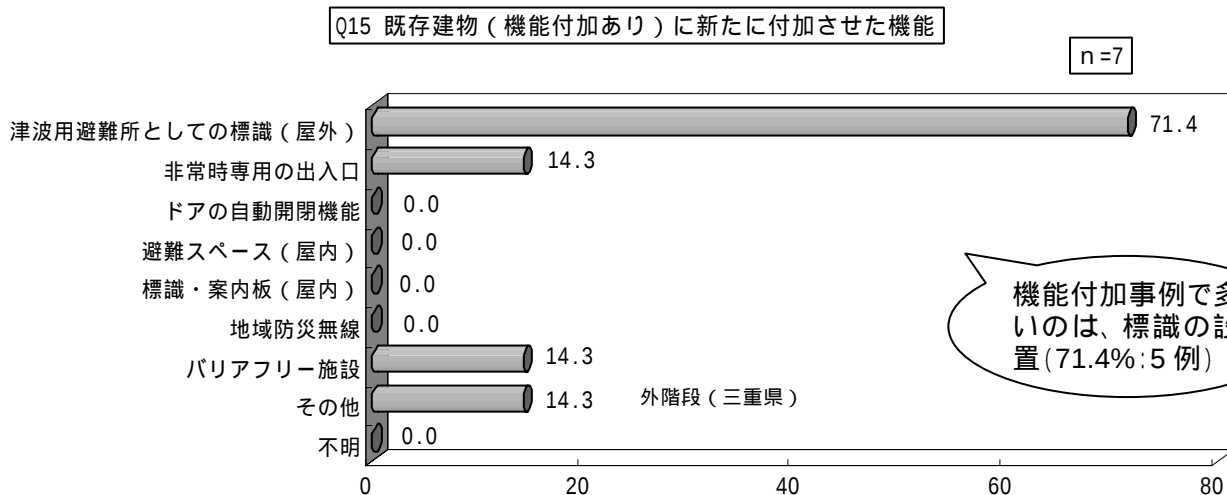
都道府県	論点・課題	解 消 策
宮城県	夜間、職員が不在となる。	職員在中時のみでかまわないという条件で指定した。
静岡県	不在の場合。	町で鍵を管理する。
三重県	・耐震性の高い建物であること。 ・大小の会議室があること（避難スペースとして利用しやすいため）。 ・住民に対する情報伝達がとりやすいこと。 ・料理教室等厨房の設置。（乳幼児・年配の方向けの食事を想定）（電話ヒアリングにて補足）	現在指定している建物については、全て耐火の2～3階を有する建物であるため、耐震性や耐火性に関する課題はクリアできたが、これら以外の点についてはまだ課題として残っている。（電話ヒアリングにて補足）
和歌山県	民間ビルを使用させていただくにあたって、所有者に対してメリットのあるような方策がないか検討した。	ボランティアで貸していただくことにする。（特に方策がなかった。）
高知県	夜間のカギ保管。	消防署が保管し、有事の際開ける。
高知県	耐震性。	耐震診断及び補強。

2.2.3 既存建物（機能付加あり）の指定、利用・運営について

『Q 1 5 ～ 1 8』は、Q 6 で「3．指定している（既存建物に、新たに標識や階段などの津波避難機能を付加）」と回答した場合のみ。

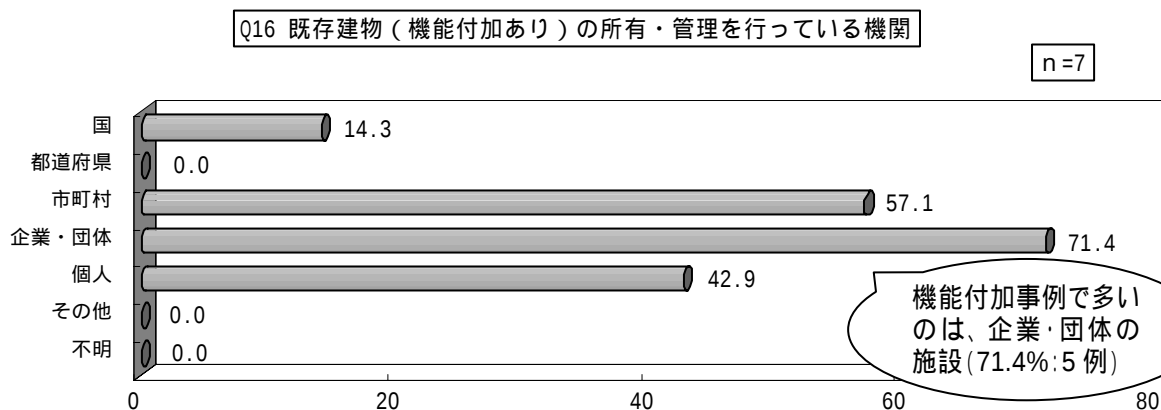
- Q 1 5 . それら施設を津波からの避難所として指定したのち、施設に対して新たに機能を付加させたものはどのようなものでしょうか。（複数回答）

既存建物（機能付加あり）に新たに付加させた機能については、『津波用避難所としての標識（屋外）』との回答が最も多く、71.4%であった。次いで、『非常時専用の出入口（14.3%）』、『バリアフリー施設（14.3%）』の順であった。



- Q 1 6 より . それら施設の所有・管理を行っている機関としてあてはまるものをいくつかも選んでください。（複数回答）

既存建物（機能付加あり）の所有・管理を行っている機関については、『企業・団体』との回答が最も多く、71.4%であった。次いで、『市町村（57.1%）』、『個人（42.9%）』の順であった。



- Q 1 7 より . それら施設を津波からの避難所として指定する際の、各種条件についてお聞きします。

- それら施設の指定にあたっては、所有者との間で特にどのようなことが論点・課題となりましたか。また、どのような協議結果をもって課題を解消しましたか。できるだけ具体的にお願いたします。（自由回答）

都道府県	課題となったこと	解 消 策
宮城県	市内で指定している 4 施設のうち、利用時間が制限される建物が 1 施設あった。 (電話ヒアリングにて補足)	ショッピングセンターの商業フロアとなるため、この施設のみ営業時間帯(季節によつての変化はあるが、概ね 10～12 時間程度)での指定とした。なお、その他の 3 施設については、時間帯の制限なく利用することが可能となっている。 (電話ヒアリングにて補足)
三重県	非常時専用の出入口確保。	外付階段の設置。

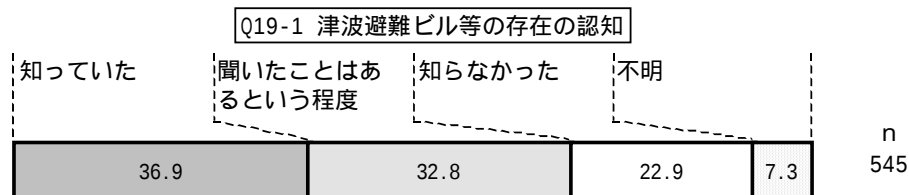
2.2.4 津波避難目的で整備された構造物・建物、既存建物を指定していない場合

『Q19』は、Q6で「4.指定していない(高台のみ)」、あるいは「5.指定していない(津波避難目的で建設された構造物・建物、既存建物、高台いずれも指定していない)」と回答した場合のみ。

■ Q19. 津波避難ビル等を指定していない理由についてお聞かせください。

- 「津波避難ビル等」という存在についてご存知でしたか。(○は1つ)

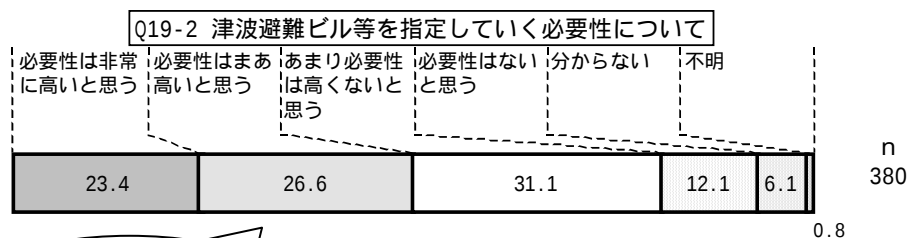
津波避難ビル等の存在の認知については、『知っていた』との回答が最も多く、36.9%であった。次いで、『聞いたことはあるという程度(32.8%)』、『知らなかった(22.9%)』の順であった。



津波避難ビルの認知率は、概ね 7 割弱。

- 地域の中で、今後、津波避難ビル等を指定していく必要性についてどのようにお考えでしょうか。(○は1つ)

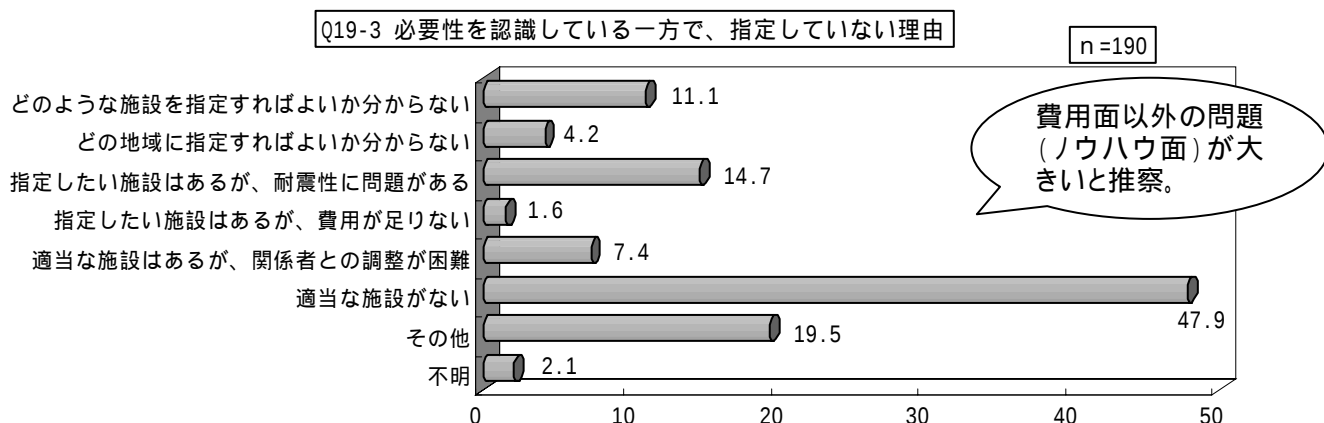
津波避難ビル等を指定していく必要性については、『必要性は非常に高いと思う』もしくは『必要性はまあ高いと思う』と回答している自治体が 50%あり、『必要性が低い』もしくは『必要性はない』との回答(43.2%)を上回った。



指定の必要性についての認識は 5 割。

- 必要性を認識している一方で、指定していない理由はなぜでしょうか。（複数回答）

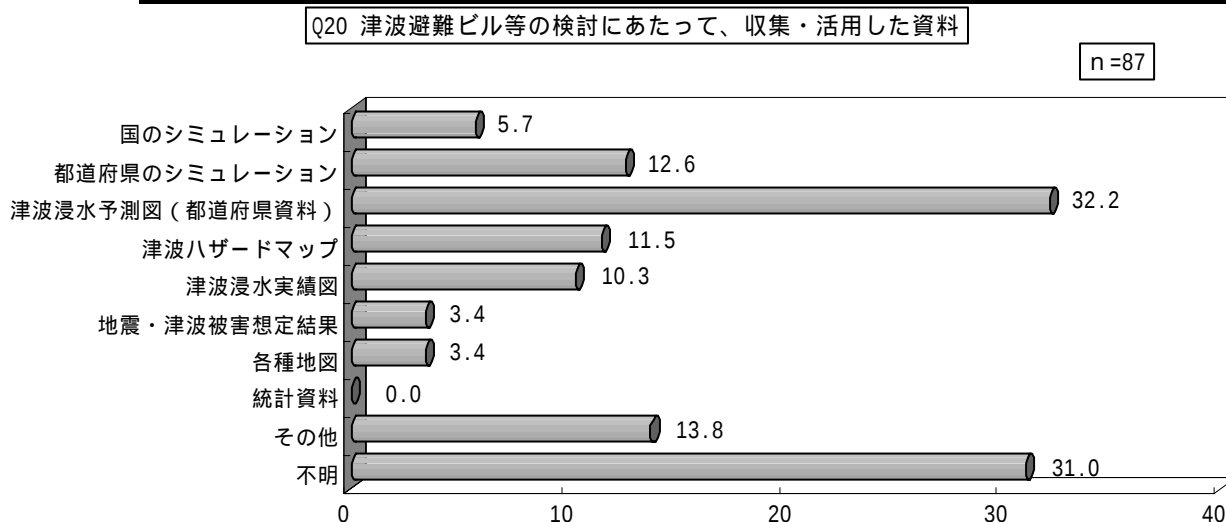
必要性を認識している一方で、指定していない理由については、『適切な施設がない』との回答が最も多く、47.9%であった。次いで、『指定したい施設はあるが、耐震性に問題がある（14.7%）』、『どのような施設を指定すればよいか分からない（11.1%）』の順であった。なお、『その他』との回答も19.5%あった。



2.3 津波避難ビル等の設定方法・手順、効果等

- Q20より、津波避難ビル等の検討にあたって、どのような資料を収集・活用した上で指定しましたか。（複数回答）

津波避難ビル等の検討にあたって、収集・活用した資料については、『津波浸水予測図（都道府県資料）』との回答が最も多く、32.2%であった。次いで、『都道府県のシミュレーション（12.6%）』、『津波ハザードマップ（11.5%）』の順であった。なお、『その他』との回答も13.8%あった。

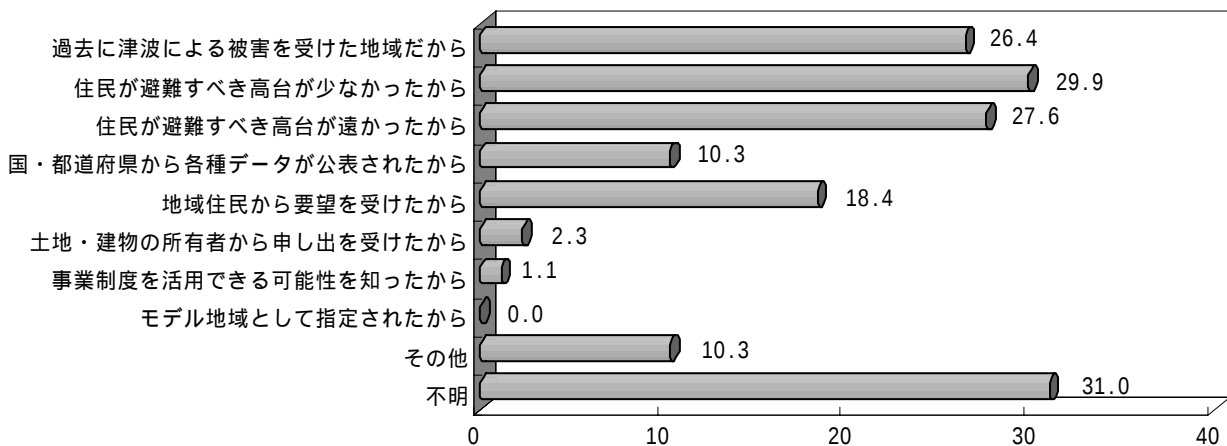


- Q 2 3 より、貴自治体において津波避難ビル等を指定し、津波発生時に避難場所を確保することとなった背景をお教え下さい。（複数回答）

津波避難ビル等を指定し、津波発生時に避難場所を確保することとなった背景については、『住民が避難すべき高台が少なかったから』との回答が最も多く、29.9%であった。次いで、『住民が避難すべき高台が遠かったから（27.6%）』、『過去に津波による被害を受けた地域だから（26.4%）』の順であった。

Q23 津波避難ビル等を指定し、津波発生時に避難場所を確保することとなった背景

n=87

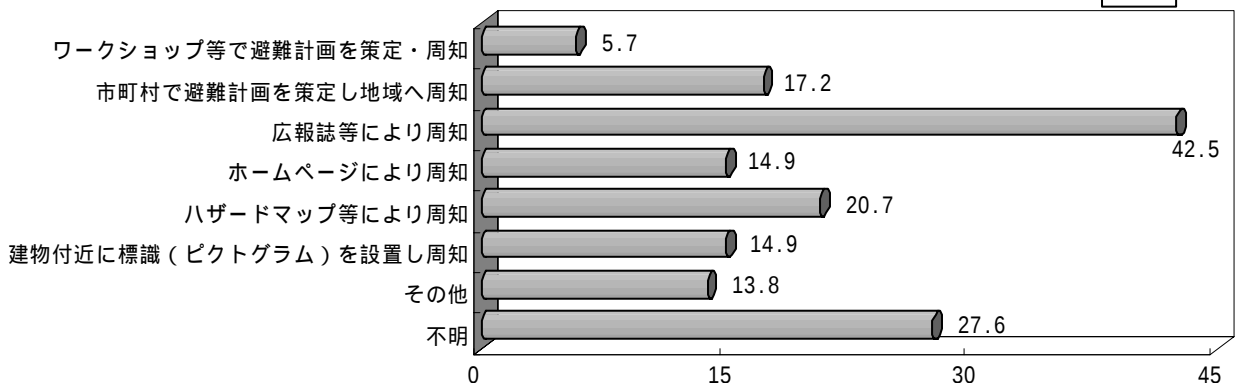


- Q 2 4 より、津波避難ビル等への避難については、地域住民に対してどのように周知されていますか。（複数回答）

地域住民に対する津波避難ビル等への避難については、『広報誌等により周知』との回答が最も多く、42.5%であった。次いで、『ハザードマップ等により周知（20.7%）』、『市町村で避難計画を策定し地域へ周知（17.2%）』の順であった。

Q24 地域住民に対する津波避難ビル等への避難について

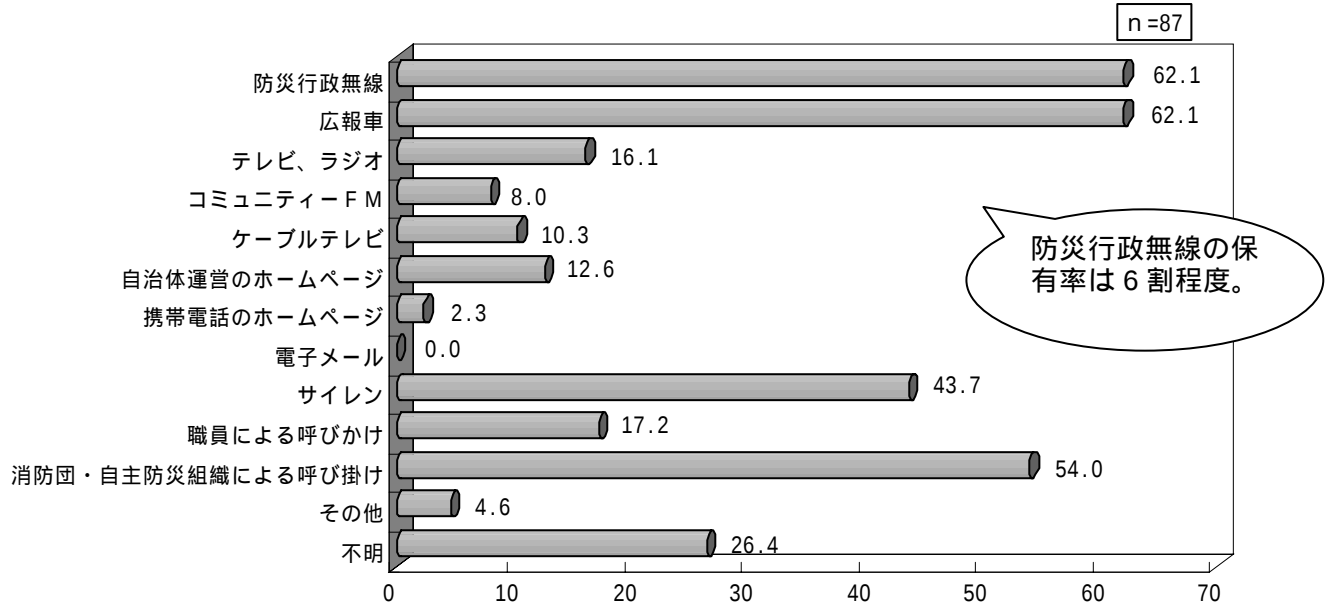
n=87



- Q 2 5 より、貴自治体における津波注意報、津波警報発令において市民に向けての情報提供手段についてお聞かせ下さい。（複数回答）

津波注意報、津波警報発令において市民に向けての情報提供手段については、『防災行政無線』と『広報車』との回答が最も多く、62.1%であった。次いで、『消防団・自主防災組織による呼び掛け（54.0%）』、『サイレン（43.7%）』の順であった。

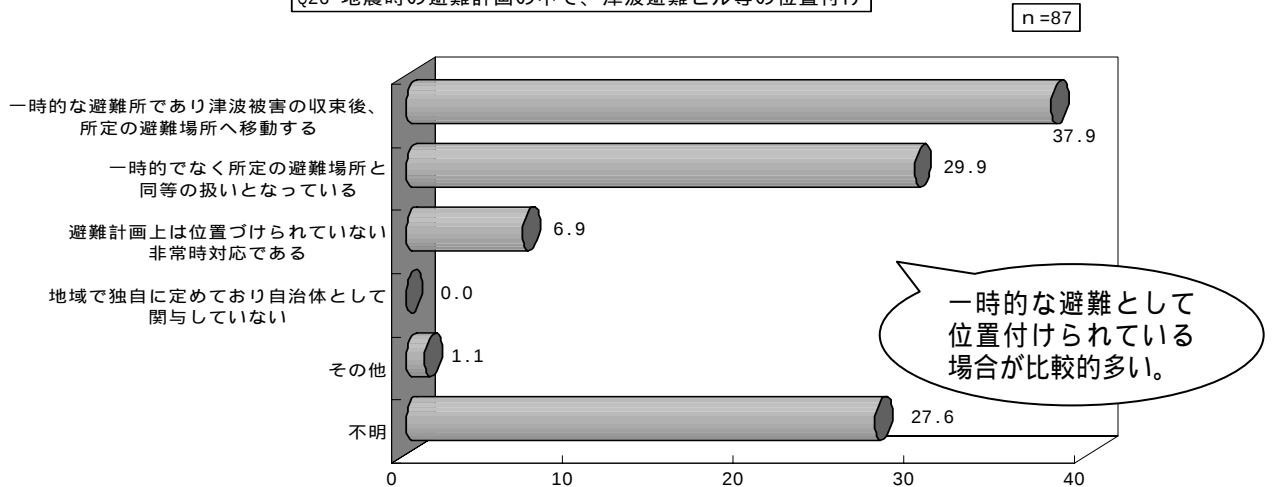
Q25 津波注意報、津波警報発令において市民に向けての情報提供手段



- Q 2 6 より、地震時の避難計画の中で、津波避難ビル等の位置付けはどのようなになっていますか。（複数回答）

『一時的な避難所であり津波被害の収束後、所定の避難場所へ移動する』との回答が最も多く、37.9%であった。次いで、『一時的でなく所定の避難場所と同等の扱いとなっている（29.9%）』、『避難計画上は位置づけられていない非常時対応である（6.9%）』の順であった。

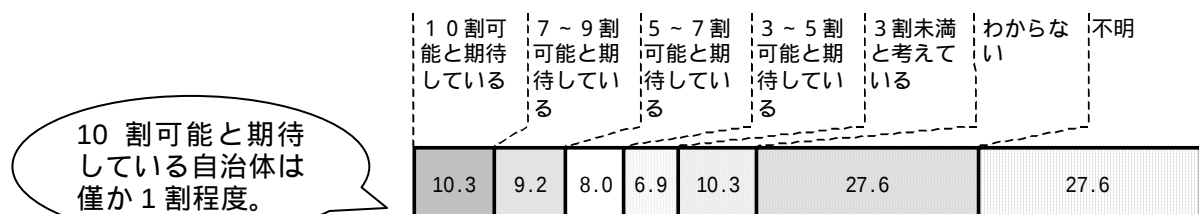
Q26 地震時の避難計画の中で、津波避難ビル等の位置付け



- Q 2 7 より、地域内で指定した津波避難用ビル等によって、津波による避難が困難な住民の概ね何割程度が避難・収容可能と期待されていますか。（○は1つ）

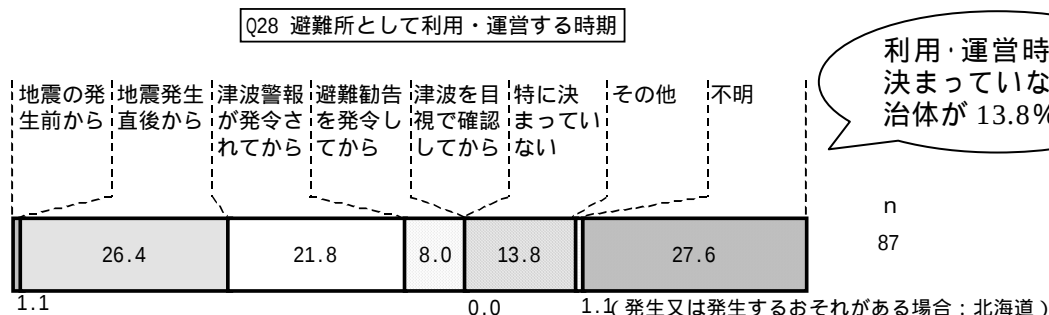
『わからない』との回答が最も多く、27.6%であった。次いで、『10割可能と期待している（10.3%）』、『3割未満と考えている（10.3%）』の順であった。

Q27 津波による避難が困難な住民の避難・収容可能な数



- Q 2 8 より、それら施設を避難所として利用・運営するのは概ねいつごろからとしていますか。（○は1つ）

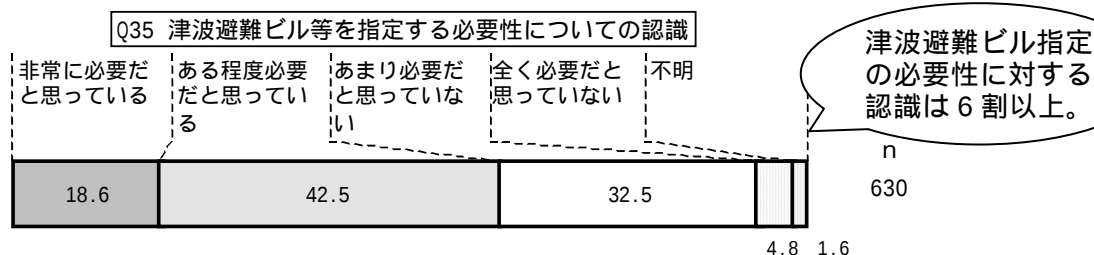
避難所として利用・運営する時期については、『地震発生直後から』、『津波警報が発令されてから』、『避難勧告を発令してから』との回答が、合わせて 56.2% であった。



2.4 地震・津波災害に対する認識

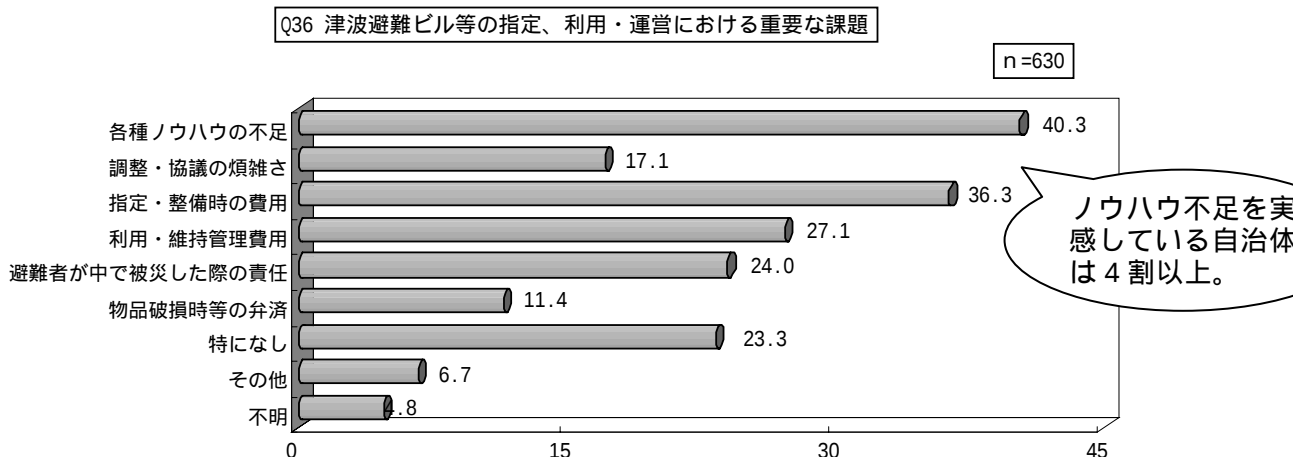
- Q 3 5 より、貴自治体では、津波避難ビル等を指定する必要性について、どのような認識を持っていますか。（○は1つ）

津波避難ビル等を指定する必要性についての認識については、『非常に必要だと思っている』および『ある程度必要だと思っている』との回答が 61.1% であった。



- Q 3 6 より、津波避難ビル等の指定、利用・運営にあたって、現在どのような点が重要な課題となっていますか。（複数回答）

『各種ノウハウの不足』との回答が最も多く、40.3% であった。次いで、『指定・整備時の費用（36.3%）』、『利用・維持管理費用（27.1%）』、『避難者が中で被災した際の責任（24.0%）』、『調整・協議の煩雑さ（17.1%）』、『物品破損時等の弁済（11.4%）』の順であった。



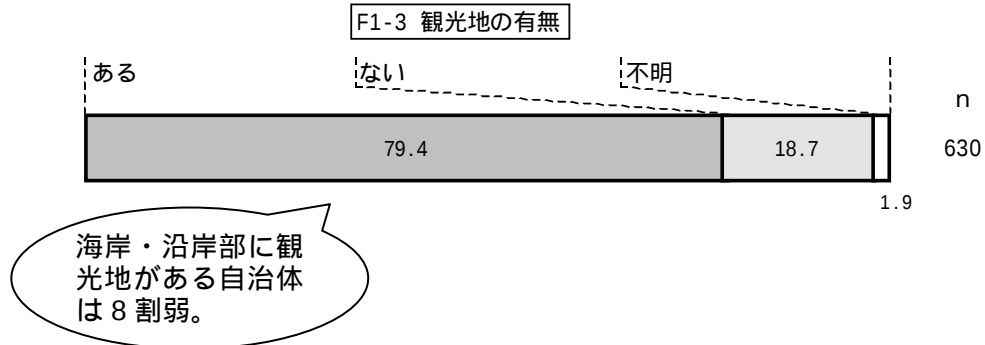
2.5

フェース調査

- F 1 . 貴自治体名、ならびに人口、地域特性についてご回答ください。

- 海岸・沿岸付近に観光地・景勝地・レジャー施設等の有無

観光地の有無については、『ある』が 79.4%、『ない』が 18.7%であった。



- 海岸・沿岸付近に漁港・漁村等の有無

漁港の有無については、『ある』が 90.0%、『ない』が 9.2%であった。

